三	新潟県上越市鳥ケ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域		
四	北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域		
五	北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域		
六	新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域		
七	石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域		

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年十一月三十日から平成三十年二月二十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成三十年三月二十日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると認めた船舶については、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数を当該船舶の総トン数とみなす。

4　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めたときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならないこと。

二　前号の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならないこと。

三　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならないこと。

四　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項の排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）においては、海中に敷設する流し網の長さは、十二キロメートル以下でなければならないこと。

五　排他的経済水域においては、流し網の網目の結節から結節までの長さは、四十五・五ミリメートル以上でなければならないこと。

六　漁網を海中に投棄してはならないこと。

七　排他的経済水域においては、漁具には、船名を表示するとともに、海中に敷設する網の両端には水面上一・五メートルの高さに赤及び黒それぞれ一枚の標旗を設置し、また、夜間においては、流し網の両端に赤灯を設置しなければならないこと。

八　当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に緑色で、満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければならないこと。

九　船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎日の位置等を水産庁の漁業取締船の漁業監督官に無線電信又は無線電話をもって報告しなければならないこと。

十　船長は、水産庁長官が別に定める陸揚げ漁獲量報告書を、入港ごとに、陸揚地の荷受機関及び当該陸揚地を管轄する道県知事を経由して、水産庁長官に報告しなければならないこと。

○農林水産省告示第千九百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

1　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第81195号
変更前　宮城県黒川郡大和町吉田字新要害57番地の1
変更後　宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1

登録番号　生第81022号
変更前　有限会社奈良農場
変更後　リプロテック株式会社

登録番号　生第83245号
変更前　茨城県稲敷市江戸崎甲3277番地1
変更後　茨城県稲敷市大塚1570番地1

登録番号　生第80309号、生第86673号、生第89306号
変更前　茨城県筑西市下中山732番地1
変更後　茨城県筑西市丙360番地

登録番号　生第91965号、生第91966号
変更前　東京都中央区東日本橋二丁目19番9号
変更後　東京都中央区東日本橋二丁目16番7号ＡＮＮＩ東日本橋ビル６Ｆ

登録番号　生第86972号
変更前　新潟県新発田市中央町４丁目10番４号
変更後　新潟県新発田市中央町３丁目３番３号

登録番号　輸第13645号、輸第13646号、輸第13648号、輸第13795号、輸第101045号、輸第101536号、輸第101669号、輸第102582号
変更前　福岡県福岡市中央区小笹三丁目９番27―105号
変更後　福岡県飯塚市目尾412―７

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第52642号
変更前　複合ダークホスカ特号
変更後　腐植酸入り複合燐加安888

登録番号　生第100553号
変更前　新アガーライト
変更後　養土藻